仙台市秋保地区 地域おこし協力隊 募集要項

仙台市太白区秋保地区は、仙台市の西部に位置し、西は山形県山形市、南は宮城県川崎町と接しており、山形県との県境には蔵王国定公園や県立自然公園二口峡谷を有し、二つの国指定名勝「秋保大滝」・「磐司」、東北有数の温泉地である秋保温泉など、豊かな自然に恵まれています。また、地域を東西に走る二口街道とともに発展した歴史や文化などの地域資源が豊富で、平成 21 年には民俗芸能の「秋保の田植踊」が世界ユネスコ無形文化遺産として登録されるなど、これらを活用した体験観光等による地域の活性化を進めています。

一方で、平成５年に 5,000 人を超えた人口は令和６年１月１日現在で 3,806 人まで減少し、高齢化率が上昇しています。特に秋保温泉街より西の地域においては高齢化や人口減少が進んでおり、地域の担い手の確保や集落機能の維持・活性化が急務となっています。そうした中、秋保地区の住民や団体と連携・協働を進めながら、地域振興に取り組んでいます。

今般、秋保地区の恵まれた地域資源や仙台市中心部から車で 40 分程度という特性を活かし、秋保地区内で増えている空き家等を活用した移住・定住の促進や、秋保が有する自然や歴史、文化等の魅力あふれる地域資源を活用した交流人口の拡大、地域情報の発信等による地域の活性化など、地域の皆さんと力を合わせて活動できる方を募集します。

1．募集内容

（1）職　　名　　　仙台市秋保地区地域おこし協力隊

（2）募集人員　　　１名

（3）勤務場所　　　仙台市太白区秋保総合支所内

（4）応募資格

次の①～⑧の全ての要件を満たす方

① 仙台市秋保地区地域おこし協力隊の活動内容を理解し、行政及び地域住民と協力し意欲的に空き家等を活用した交流人口の拡大や、地域の活性化に資する活動ができる方

② 三大都市圏など仙台市以外の都市地域等（※）に在住しており、仙台市秋保地区地域おこし協力隊員として任用後に仙台市秋保地区内に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方

（※）対象となる市区町村については、総務省が公表する「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

③ 協力隊任期終了後も仙台市太白区秋保地区に定住する意欲のある方

④ 心身ともに健康で、誠実に業務を遂行できる方

⑤ コミュニケーション能力が高い方

⑥ 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

⑦ 普通自動車運転免許を取得しており、雪道でも支障なく運転できる方

⑧ 一般的なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の操作やホームページ、SNS上で情報発信ができる方

※ 年齢の制限はありません。

（5）活動内容

別に定める仙台市秋保地区地域おこし協力隊設置要綱のもと、関係する市組織や各種団体と連携し、主に以下に掲げる活動に従事していただきます。

① 空き家等を活用した移住・定住促進の取組

〇町内会や地域団体等と連携した空き家等の情報収集・調査
〇移住・定住を希望する市民や起業者等への情報提供
〇空き家等利活用を具体化するための企画・実践
〇秋保地区への移住のＰＲに資する活動や情報発信

② 地域資源を活用した交流活動、地域活性化の取組

〇仙台市が参画するイベント等への運営支援
〇秋保地区内外への地域資源等の情報発信

③ 地域主体のまちづくり活動への支援

〇地域団体等が実施するイベント等の支援
〇地域団体等が実施する地域資源の環境整備等への支援

（６）雇用形態及び労働条件等

身　　分	会計年度任用職員（仙台市役所職員）
任用期間	採用日から令和８年３月３１日までとします。（条件付き採用1か月間含む）
再度の任用	職務への適正・勤務成績など活動実績を踏まえて、年度単位で任用期間を更新し、最長で３年まで延長することを可能とします。
採用日	令和７年5月１日を予定　（要相談）
仕事の内容	１　空き家等を活用した移住・定住促進業務 ２　地域資源を活用した交流活動、地域活性化に係る業務 ３　地域主体のまちづくり活動への支援に係る業務
勤務時間及び休憩時間	１　勤務時間　 ８時３０分から１７時００分 ２　休憩時間　 昼休憩　６０分 以上を基本として、一週間当たりの勤務時間を３０時間とする。
勤務日又は休日	１　勤務日　 一週間当たりの勤務日数４日を基本とする。 ２　休　日　 一週間当たり３日 そのほか、国民の祝日に関する法律に定める休日、その他一般職員の例による。
所定時間外労務等	原則、時間外勤務はありませんが、土日等に勤務を要する場合は、週勤務時間内で調整します。
休暇等	1 年次有給休暇　 １０日（任用月により変更になります。） 2 その他の休暇　 看護、忌引、公傷病等
報酬等	１　月額報酬　 ２４０，６５３円（地域手当等含む） ※募集開始時点での見込額です。 ２　１２月期末手当支給及び6月・12月分勤勉手当：基準日時点での在職期間、任用期間、基準日時点での在職等の支給要件を満たした場合に支給（勤勉手当は業績評価の成績率に応じた額を支給） ３　報酬計算期間　 毎月１日から毎月末日まで ４　報酬の支払日　 市の一般職の例による ５　その他手当　 通勤手当、時間外勤務手当あり、退職手当なし
保険等	社会保険（厚生年金保険及び健康保険）、雇用保険等に加入します。
住居	活動期間中の住居は市が借上、無償で貸与する予定です。 ただし、転居に係る費用、光熱費等は自己負担となります。
その他	毎月、活動状況の報告をしていただきます。 兼業をお考えの方はご相談ください（仙台市の服務規程に違反しないなど一定の制限あり）。

２．応募方法

（１）提出書類

① 仙台市秋保地区地域おこし協力隊申込書　　（別紙様式１）

・直近３か月以内の写真を添付

② 自己ＰＲを兼ねた「地域おこし協力隊志望動機」というテーマのレポート

・Ａ４サイズ・1,000字程度・様式２又は様式自由・氏名を必ず記載
※以上２点を作成のうえ、郵送（簡易書留）または電子メールにて送付すること。
※提出書類は、返却いたしません。当課の責任にて破棄します。

（２）申込受付期間
令和７年１月２３日（木）から令和７年２月２８日（金）午後５時１５分必着
※受付時間は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までです。
※閉庁日（土曜・日曜日および国民の祝日に関する法律規定）は、受付いたしません。
　ただし、メールの受信は可能です。
※応募の状況により、期限前に募集締切り、または募集期間を延長する場合があります。

（３）応募先
仙台市太白区秋保総合支所まちづくり推進課　（地域おこし協力隊担当）宛て
〒９８２－０２４３　仙台市太白区秋保町長袋字大原４５－１
ＴＥＬ　０２２－３９９－２１１１（代表）
ＭＡＩＬ　akm015615@city.sendai.jp

3. 選　考

（１）　第一次選考
書類選考の上、結果を応募者に通知します。

（２）　第二次選考
第一次選考合格者を対象に太白区秋保総合支所にて第二次選考（面接・パソコン実技）を行います。詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。
※　第二次選考に要する交通費等は個人負担となります。

（３）　最終選考結果の報告
最終選考結果を二次選考受験者に通知します。